

東京女子大学大学院学則

(1971年3月31日制定)

改正	1974年 4月26日	1989年 3月24日	1998年10月22日	2002年12月19日	2011年 4月21日	2018年 3月 8日
	1974年10月25日	1989年 7月21日	1999年10月26日	2003年 9月18日	2011年12月15日	2019年 2月21日
	1975年 2月28日	1990年 3月16日	2000年10月19日	2004年 3月11日	2012年 2月15日	2019年 5月16日
	1976年 2月26日	1992年 1月17日	2001年 2月22日	2004年11月30日	2012年12月20日	2020年 1月16日
	1980年10月24日	1993年 3月19日	2001年 6月21日	2005年 3月10日	2014年 9月18日	2021年 1月21日
	1981年10月23日	1993年 3月23日	2001年10月18日	2005年 9月15日	2015年 1月15日	2021年 4月15日
	1984年10月26日	1994年 3月 9日	2002年 3月11日	2006年 7月20日	2015年 9月17日	2022年 2月17日
	1986年 1月31日	1994年10月20日	2002年 3月20日	2006年12月21日	2016年 9月15日	2023年 6月19日
	1986年12月19日	1996年10月17日	2002年 5月16日	2008年 2月21日	2016年12月15日	2026年 2月19日
	1987年12月18日	1997年10月23日	2002年10月17日	2009年12月17日	2017年11月16日	

第1章 総則

(目的)

第1条 東京女子大学大学院(以下「本学大学院」という。)は、キリスト教精神に基づく人格形成を教育の根本方針となし、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展と人類の福祉とに寄与することを目的とする。

(自己点検・評価等)

第2条 本学大学院は、前条の目的を達成するために、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価項目、実施体制、実施方法等に関する規程は、別に定める。

(大学院の課程)

第3条 本学大学院に博士課程を置く。

2 博士課程は、これを前期2年の課程及び後期3年の課程に区分し、前期2年の課程は博士前期課程、後期3年の課程は博士後期課程という。

3 博士前期課程は、修士課程として取り扱うものとする。

4 博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

5 博士後期課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(標準修業年限及び在学期間)

第4条 博士前期課程の標準修業年限は、2年とする。

2 博士後期課程の標準修業年限は、3年とする。

3 在学期間は、博士前期課程にあつては4年、博士後期課程にあつては6年を超えることができない。

4 博士前期課程において、学生が職業を有している等の事情により、第1項に定める標準修業年限を超えて一定の期間にわたり、計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望したときは、履修期間を3年又は4年とする長期履修を認めることができる。ただし、在学期間は前項に定める年数を超えることはできない。

5 長期履修に関する規定は別に定める。

6 第1項にかかわらず博士前期課程において、「学士・修士5年プログラム」による履修者に対して教育を行う場合は、標準修業年限を1年とすることができる。

(研究科)

第5条 本学大学院に次の研究科を置く。

(1) 人間科学研究科

(2) 理学研究科

2 人間科学研究科及び理学研究科(以下「各研究科」という。)の目的を以下のように定め

る。

(1) 人間科学研究科

学際的視点からの研究を深め、専攻分野での自立的な研究能力を高めることにより、共生社会実現に指導的役割を担うことのできる研究者及び高度な専門的職業人の育成を目的とする。

(2) 理学研究科

数学及び数理科学に関連する領域の研究能力を深め、幅広い視野を持ち、多くの分野において学術の進展と社会の発展に貢献できる研究者及び高度な専門的職業人の育成を目的とする。

(専攻及び課程)

第6条 各研究科に次の専攻及び課程を置く。

研究科	専攻	課程
人間科学研究科	人間文化科学専攻	博士前期課程・博士後期課程
	人間社会科学専攻	博士前期課程
	生涯人間科学専攻	博士後期課程
理学研究科	数理科学専攻	博士前期課程・博士後期課程

(入学定員及び収容定員)

第7条 本学大学院の入学定員及び収容定員は、次の表に掲げるとおりとする。

研究科	専攻	博士前期課程		博士後期課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
人間科学研究科	人間文化科学専攻	22名	44名	4名	12名
	人間社会科学専攻	20名	40名	—	—
	生涯人間科学専攻	—	—	5名	15名
理学研究科	数理科学専攻	6名	12名	3名	9名

(学年・学期及び休業日)

第8条 学年、学期及び休業日は、東京女子大学学則を準用する。

第2章 教育方法等

(授業及び研究指導)

第9条 本学大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によって行うものとする。

(教育方法の特例)

第10条 博士後期課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、各研究科の研究科会議の承認を経て、夜間その他特定の時間又は時期に授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(授業科目)

第11条 各研究科の授業科目及びその単位数は、別表第1のとおりとする。

第11条の2 本学大学院は、教育上有益と認めるときは、文部科学大臣が別に定めるところにより、前条の授業を多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(授業期間)

第12条 1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

第13条 各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い期間において授業を行うこ

とができる。

(単位計算の基準)

第14条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、授業科目により、15時間の授業をもって1単位とすることができる。

(3) 実験及び実習については、45時間の授業をもって1単位とする。

2 一の授業科目について、講義、演習、実験又は実習のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前項各号に規定する基準により算定した時間の授業をもって1単位とする。

(履修の手続)

第15条 学生は、毎学年の初めに、その年度に履修しようとする授業科目について、所定の期間に履修届を提出しなければならない。

(研究指導)

第16条 研究指導を担当する教員は、学生の属する専攻の専任教員の中から、当該専攻が決定する。

2 学生は、授業科目の選択、研究一般及び学位論文の作成について指導教員の指導を受けるものとする。ただし、指導教員の許可を得て、他の教員の指導を受けることができる。

(他の大学院における授業科目の履修)

第17条 各研究科の博士前期課程において、教育研究上有益と認めるときは、あらかじめ他大学の大学院と協議の上、当該他大学大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目の単位は、15単位を超えない範囲で、本学大学院において履修したものとみなすことができる。

3 前2項の規定は、第36条に規定する留学の場合にも準用する。

(入学前の既修得単位の認定)

第17条の2 各研究科の博士前期課程において、教育研究上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、15単位を超えない範囲で本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。ただし、転入学生及び再入学生についてはこの限りではない。

(他の大学院における授業科目の履修により修得した単位及び入学前の既修得単位の認定上限単位数)

第17条の3 前2条の規定により本学大学院において修得したものとみなすことのできる単位数は、合わせて20単位を超えないものとする。

(他の大学院等における研究指導)

第18条 各研究科の博士後期課程において、教育研究上必要と認めるときは、あらかじめ他大学の大学院又は研究所と協議して双方の承認が得られた場合に、学生は、当該他大学の大学院又は研究所等において、研究指導を受けることができる。ただし、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

2 前項の規定は、第36条に規定する留学の場合にも準用する。

(単位の認定・試験の種類)

第19条 単位の認定は、試験による。試験の種類は、筆答、口述、報告、論文とする。

(成績評価)

第20条 授業科目の成績評価は、S、A、B、C、Fの5段階で表し、S、A、B、Cを合格、Fを不合格とする。

2 修士論文の成績評価は、S、A、B、C、Fの5段階で表し、S、A、B、Cを合格、Fを不合格と

する。

3 博士論文の成績評価は、合格又は不合格とする。

4 第22条及び第23条に定める最終試験の成績は、合格又は不合格とする。

(履修規程)

第21条 履修方法に関する細則は、別に定める。

第3章 課程修了の認定及び学位の授与

(博士前期課程の修了要件)

第22条 博士前期課程に2年以上在学し、専攻科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格した者には、当該研究科会議の議を経て、学長がその意向を参酌して博士前期課程の修了を認定し、修士の学位を授与する。ただし、在学期間に関しては、「学士・修士5年プログラム」による履修者は、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項による最終試験は、修士論文を中心とし、これに関連ある授業科目について行う。

(博士後期課程の修了要件)

第23条 博士後期課程に3年以上在学し、人間科学研究科においては所定の専攻科目について16単位以上を、理学研究科においては所定の専攻科目について12単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格した者には、当該研究科博士後期課程会議の議を経て、学長がその意向を参酌して博士後期課程の修了を認定し、博士の学位を授与する。

2 前項による最終試験は、博士論文の内容、これに関連ある専攻分野の科目及び外国語について行う。

(学位論文の審査及び最終試験)

第24条 学位論文の審査及び最終試験は、当該研究科会議が定める複数の審査委員が行い、その報告に基づいて、博士前期課程においては当該研究科会議、博士後期課程においては当該研究科博士後期課程会議が成績を判定する。

(課程によらない者の博士の学位の授与)

第25条 第23条に定めるもののほか、本学大学院博士後期課程を経ないで論文を提出し、博士の学位を申請した者については、論文の審査に合格し、かつ、本学大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認(以下「学力の確認」という。)された場合には、当該研究科博士後期課程会議の議を経て、学長がその意向を参酌して博士の学位を授与することができる。

2 前項による学力の確認には、外国語の試験を含むものとする。

(修士の学位)

第26条 修士の学位を授与するに当たっては、次のとおり専攻分野の名称を付記するものとする。

- | | | | |
|-----|---------|----------|------------|
| (1) | 人間科学研究科 | 人間文化科学専攻 | 修士(人間文化科学) |
| (2) | 人間科学研究科 | 人間社会科学専攻 | 修士(人間社会科学) |
| (3) | 理学研究科 | 数理科学専攻 | 修士(理学) |

(博士の学位)

第27条 博士の学位を授与するに当たっては、次のとおり専攻分野の名称を付記するものとする。

- | | | | |
|-----|---------|----------|------------|
| (1) | 人間科学研究科 | 人間文化科学専攻 | 博士(人間文化科学) |
| (2) | 人間科学研究科 | 生涯人間科学専攻 | 博士(生涯人間科学) |
| (3) | 理学研究科 | 数理科学専攻 | 博士(理学) |

(学位規程)

第28条 学位の授与に必要な事項は、東京女子大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)に定めるもののほか、東京女子大学学位規程の定めるところによる。

第4章 免許状・資格

(教育職員免許状授与の所要資格の取得)

第29条 中学校教諭一種免許状又は高等学校教諭一種免許状授与の所要資格を有する者で、当該免許教科に係る中学校教諭専修免許状又は高等学校教諭専修免許状授与の所要資格を取得しようとする学生は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本学大学院の各研究科博士前期課程において、当該所要資格を取得できる中学校教諭専修免許状及び高等学校教諭専修免許状の免許教科の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

研究科・専攻		免許状の種類	中学校教諭 専修免許状	高等学校教諭 専修免許状
人間科学研究科	人間文化科学専攻		宗 教 国 語 外国語(英語) 社 会	宗 教 国 語 外国語(英語) 地理歴史 公 民
	人間社会科学専攻		社 会	公 民
理学研究科	数理科学専攻		数 学	数 学

(公認心理師の受験資格の取得)

第29条の2 人間科学研究科人間社会科学専攻の学生で公認心理師の受験資格を取得しようとする者は、公認心理師法(平成27年法律第68号)及び公認心理師法施行規則(平成29年文部科学省・厚生労働省令第3号)に定める所要の科目について単位を修得しなければならない。

第5章 入学、留学、休学、退学、再入学、転学、その他

(入学の時期)

第30条 本学大学院入学の時期は学年の始めとする。

(入学資格)

第31条 本学大学院博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、入学試験に合格した女子とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を日本国内において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 日本国内において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を日本国内において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、

学士の学位に相当する学位を授与された者

- (7) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (8) 文部科学大臣の指定した者
 - (9) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者
- 2 本学大学院博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、入学試験に合格した者とする。
- (1) 修士の学位を有する者
 - (2) 外国において、修士の学位に相当する学位を授与された者
 - (3) 日本国内において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
 - (4) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
 - (5) 外国の学校、第3号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
 - (6) 文部科学大臣の指定した者
 - (7) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者
- (入学試験)

第32条 入学志願者に対しては、入学試験を行う。

- 2 入学試験は、筆答試験・口述試験及び研究計画書・学位論文等出願書類を総合して行う。
- 3 本学大学院博士前期課程に学内推薦入学制度を設ける。

(入学の出願)

第33条 入学志願者は、所定の書類に入学検定料を添えて提出しなければならない。

- 2 入学検定料の額は、別表第2のとおりとする。
- 3 一旦納入した入学検定料は、返還しない。

(入学の許可)

第34条 入学試験に合格し、入学金を含む所定の入学時納入金を指定された入学手続期間内に納入した者に入学を許可する。

(保証人等)

第35条 入学を許可された者は、所定の誓約書、保証人連署の保証書及び住民票の写しを提出しなければならない。

- 2 保証人は、父母又はこれに代わる成年者とする。

(留学)

第36条 教育研究上有益と認めたときは、休学することなく、外国の大学に留学することを許可することがある。

- 2 留学に関する規定は別に定める。

(休学)

第37条 病気その他やむをえない事由により修学できないときは、学期又は学年を単位として休学を願い出ることができる。

- 2 休学しようとする者は、保証人連署の上、その事由を記して願い出て、許可を得なければならない。
- 3 休学は、当該学年限りとする。ただし、事由のある場合は、引き続き休学を願い出ることができる。

- 4 休学期間は、通算して、博士前期課程にあつては2年、博士後期課程にあつては3年を限度とする。
- 5 休学期間は、在学年数に算入しない。
- 6 休学者は、学年又は学期の始めでなければ、復学することができない。
- 7 休学者は、許可された休学期間の末日までに復学を願い出て許可を得なければならない。
- 8 休学及び復学に関する規定は、別に定める。

(退学)

第38条 退学しようとする者は、保証人連署の上、その事由を記して願い出て許可を得なければならない。

- 2 退学に関する規定は、別に定める。

(再入学)

第39条 願い出て退学した者が、所定の期限内に再入学を願い出たときは、選考の上、その翌年度における再入学を許可することがある。

- 2 再入学に関する規定は、別に定める。

(転学)

第40条 他大学の大学院の学生が所属の大学の学長の承認書を添えて本学大学院に転学を志願した場合には、選考の上、学年の始めに限り許可することがある。

- 2 転学に関する規定は、別に定める。

第41条 本学大学院の学生が他大学の大学院に転学を志望する場合には、あらかじめ学長の許可を得なければならない。

(除籍)

第42条 次の各号のいずれかに当たる者は、当該研究科会議の議を経て、学長がその意向を参酌して除籍する。

- (1) 学業成績不良で成業の見込がないと認めた者
- (2) 正当の理由がなくて3か月以上修学しない者
- (3) 在学年数が博士前期課程にあつては4年、博士後期課程にあつては6年を超える者。ただし、休学期間を加算しない。
- (4) 所定の授業料及び教育充実費(以下、「学費」という。)又は在籍料を督促しても1学期内に納入しない者

第6章 入学金、学費、在籍料及びその他納入金

(入学金、学費、在籍料及びその他納入金)

第43条 学費は、年額を2回に分け、毎学期始め指定期日以内に納入しなければならない。

第44条 前条に定める学費を未納の者は、第19条に規定する試験を受けること及び学位論文を提出することができない。ただし、やむをえない事情により延納又は分納の手続を行った場合はこの限りではない。

第45条 1学期を通じて休学する者に対しては、所定の在籍料を徴収する。ただし、中途復学者はその学期の学費を納めなければならない。

第46条 入学金、学費及び在籍料の額は、別表第2のとおりとする。

- 2 学費、在籍料及びその他納入金の取り扱いについては、別に定める。
- 3 一旦納入した入学金、学費、在籍料及びその他納入金は、返還しない。

第7章 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、特別研究学生、外国人留学生及び外国人特別留学生

(研究生)

第47条 各研究科の博士前期課程に研究生を置くことができる。

- 2 研究生に関する規定は、別に定める。

(科目等履修生)

第47条の2 各研究科の博士前期課程に科目等履修生を置くことができる。

2 科目等履修生に関する規定は、別に定める。

(聴講生)

第48条 各研究科の博士前期課程に聴講生を置くことができる。

2 聴講生に関する規定は、別に定める。

(特別聴講学生)

第49条 各研究科の博士前期課程において、あらかじめ他大学の大学院と協議の上、当該他大学大学院学生で本学大学院の授業科目を履修しようとする者を特別聴講学生として、その科目の履修を許可することがある。

2 特別聴講学生の受入れ手続その他は、協定による。

(特別研究学生)

第50条 各研究科の博士後期課程において、あらかじめ他大学の大学院と協議の上、当該他大学大学院学生が本学大学院において特別研究学生として研究を行うことを許可することがある。

2 特別研究学生の受入れ手続その他は、協定による。

(外国人留学生)

第51条 外国において学校教育における16年の課程を修了した外国人、又はこれと同等以上の学力があると認めた外国人は、特別の選考を経た上、外国人留学生として、博士前期課程に入学を許可することがある。

2 前項の外国人留学生に関する規定は、別に定める。

(外国人特別留学生)

第52条 各研究科の博士前期課程において、本学大学院と協定のある外国の大学から派遣され、東京女子大学(以下「本学」という。)の授業科目を履修しようとする者は、審査の上、外国人特別留学生として入学を許可することがある。

2 前項の外国人特別留学生に関する規定は、別に定める。

(大学院学則及び諸規程の準用)

第53条 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、特別研究学生及び外国人特別留学生に対しても、大学院学則及び諸規程を準用する。

第8章 研究指導施設、附属施設、奨学金制度

(研究指導施設)

第54条 本学大学院に学生研究室及び演習室を置き、本学の図書並びに図書館、情報処理センター等諸施設及び諸設備を研究指導のために使用する。

(研究所)

第55条 本学大学院学生の研究指導のため、本学比較文化研究所及び女性学研究所の諸設備を使用することができる。

(附属施設)

第56条 本学大学院学生は、本学の厚生施設その他の学生のための附属施設を使用することができる。

(奨学金)

第57条 本学大学院の奨学金については、別に定めるところによる。

第9章 賞罰

(表彰)

第58条 本学大学院学生として、優秀な業績を挙げたと認められる者は、研究科会議の議を経て、学長がその意向を参酌して表彰することがある。

(懲戒)

第59条 本学の教育方針に違反し、学生の本分にもとる行為のある者は、研究科会議の議を経

て、学長がその意向を参酌して懲戒することがある。

- 2 懲戒は、訓戒、停学及び退学の3種とする。
- 3 退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込がない者
 - (2) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第10章 教員組織及び運営組織

(教員組織)

第60条 本学大学院における授業及び研究指導は、次の各号のいずれかに該当する者が担当する。

- (1) 本学専任の教授又は准教授
- (2) 大学院特任教授
- 2 前項の規定にかかわらず特別の事情がある場合は、本学大学院における授業は、本学専任講師又は兼任講師が担当することを認めることがある。
- 3 第1項第1号又は第2項の担当者は、別に定める大学院担当教育職員選考基準を満たした者とする。

(専攻会議)

第61条 各専攻に専攻会議を置く。

- 2 専攻会議は、その専攻に属する教員をもって組織する。
- 3 各専攻に博士前期課程専攻主任及び博士後期課程専攻主任を置く。
- 4 博士前期課程専攻主任及び博士後期課程専攻主任は、その専攻の当該課程に属する教員の互選による。

第62条 専攻会議は、当該専攻に係る次の各号の事項を審議する。

- (1) 授業科目、履修方法、授業計画及び試験に関する事項
- (2) 授業及び研究指導に関する事項
- (3) その他その専攻に関する事項

(研究科会議)

第63条 各研究科に研究科会議を置く。

- 2 研究科会議は、その研究科に属する教員をもって組織する。
- 3 研究科会議に議長を置く。
- 4 議長は、その研究科会議の構成員の互選による。

第64条 研究科会議は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり審議し、意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、修了に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 前2号に掲げる事項のほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科会議の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項
- 2 研究科会議は、前項に規定するもののほか、学長又は研究科会議議長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長又は研究科会議議長の求めに応じ、意見を述べることができる。

第64条の2 博士後期課程については、研究科博士後期課程会議を置く。

- 2 研究科博士後期課程会議は、博士後期課程の教員により組織し、議長は研究科会議議長が兼務する。
- 3 研究科博士後期課程会議は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり審議し、意見を述べるものとする。
 - (1) 学生の入学、修了に関する事項
 - (2) 学位の授与に関する事項
 - (3) 前2号に掲げる事項のほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科博士後期課程会議

の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項

- 4 研究科博士後期課程会議は、前項に規定するもののほか、学長又は研究科会議議長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長又は研究科会議議長の求めに応じ、意見を述べることができる。
(大学院委員会)

第65条 本学大学院全般に関する事項を審議するために、大学院委員会を置く。

- 2 大学院委員会は次の委員をもって組織する。
- (1) 学長
 - (2) 大学院合同研究科会議議長
 - (3) 人間科学研究科及び理学研究科会議の議長
 - (4) 人間文化科学専攻、人間社会科学専攻、生涯人間科学専攻及び数理科学専攻の博士前期課程専攻主任及び博士後期課程専攻主任
 - (5) 大学院教務委員長
 - (6) その他学長が必要と認めた者
- 3 学長は、大学院委員会の議長となって、これを招集する。
- 4 運営その他必要なことは、次条のほか別に定める。

第66条 大学院委員会は、次に掲げる事項について審議し、学長に意見を述べるものとする。

- (1) 大学院における研究、教育の将来計画に関する事項
- (2) 研究科及び専攻の新設並びに改廃に関する事項
- (3) 大学院学則及び大学院の諸規程の変更に関する事項
- (4) その他大学院の教育研究に関する重要事項

(大学評議会)

第67条 本学の教学にかかわる全学的に重要な事項を審議するため大学評議会を置く。

- 2 大学評議会は、次に掲げる事項について学長が理事会に建議するに当たり審議し、意見を述べるものとする。
- (1) 東京女子大学学則及び東京女子大学大学院学則その他重要な規則の制定並びに改廃に関する事項
 - (2) 教育研究に関する事業計画にかかわる事項
 - (3) 大学院研究科及び専攻並びに学部、学科及び専攻の設置及び廃止に関する事項
 - (4) 教員組織の編成方針並びに教員の採用及び昇任に関する教育研究業績の審査にかかわる事項
 - (5) 大学の教育研究に関する長期展望にかかわる事項
 - (6) 前5号に掲げる事項のほか、教育研究に関する重要な事項で、大学評議会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項
- 3 大学評議会は、学長が次の事項について決定するに当たり審議し、意見を述べるものとする。
- (1) 教育課程の編成方針に関する事項
 - (2) 学生の厚生補導の基本方針
 - (3) その他大学院及び学部に通ずる教育研究に関する重要事項並びに学長の諮問する事項
- 4 大学評議会の組織その他は、別に定める。

(事務職員)

第68条 本学大学院の事務を執行するために、事務職員を置く。

第11章 雑則

(改廃)

第69条 この学則の改廃は、大学院委員会及び大学評議会に諮り、学長がその意見を徴し理事会に提案して、理事会が決定する。ただし、第64条第1項及び第64条の2第3項にかかわる改廃については、人間科学研究科会議及び理学研究科会議の審議を経て、学長がその意見を徴するものとする。

附 則(1971年3月31日制定)

この学則は、1971年4月1日から施行する。

附 則(1974年4月26日改正)

この学則は、1974年4月26日から施行し、1974年4月1日から適用する。

附 則(1974年10月25日改正)

この学則は、1974年11月1日から施行する。

附 則(1975年2月28日改正)

この学則は、1975年4月1日から施行する。

附 則(1976年2月26日改正)

この学則は、1976年4月1日から施行する。

附 則(1980年10月24日改正)

この学則は、1981年4月1日から施行する。

附 則(1981年10月23日改正)

この学則は、1982年4月1日から施行する。

附 則(1984年10月26日改正)

この学則は、1985年4月1日から施行する。

附 則(1986年1月31日改正)

この学則は、1986年4月1日から施行する。

附 則(1986年12月19日改正)

この学則は、1987年4月1日から施行する。

附 則(1987年12月18日改正)

この学則は、1988年4月1日から施行する。

附 則(1989年3月24日改正)

この学則は、1989年4月1日から施行する。

附 則(1989年7月21日改正)

この学則は、1990年4月1日から施行する。

附 則(1990年3月16日改正)

この学則は、1990年4月1日から施行する。

附 則(1992年1月17日改正)

この学則は、1992年1月17日から施行する。

ただし、別表第1については、1992年4月1日から施行する。

附 則(1993年3月19日改正)

この学則は、1993年4月1日から施行する。

附 則(1993年3月23日改正)

この学則は、1993年4月1日から施行する。

附 則(1994年3月9日改正)

この学則は、1994年4月1日から施行する。

ただし、第17条の2第2項の規定は、1994年度入学者から適用する。

なお、1993年度以前入学者については、高等学校教諭専修免許状の教科「地理歴史」及び「公民」を「社会」と読みかえる。

附 則(1994年10月20日改正)

この学則は、1995年4月1日から施行する。

ただし、改正後の第8条別表第1(5)文学研究科社会学専攻、(6)文学研究科心理学専攻及び(8)現代文化研究科現代文化専攻に係る部分は、1995年度以降の入学者から適用し、1994年度以前の入学者については、従前の学則による。

附 則(1996年10月17日改正)

この学則は、1997年4月1日から施行する。

附 則(1997年10月23日改正)

この学則は、1998年4月1日から施行する。

附 則(1998年10月22日改正)

この学則は、1999年4月1日から施行する。

ただし、改正後の第8条別表第1(7)理学研究科数学専攻に係る部分は、1999年度以降の入学
者から適用し、1998年度以前の入学者については、従前の学則による。

附 則(1999年10月26日改正)

この学則は、2000年4月1日から施行する。

ただし、改正後の第8条別表第1(6)文学研究科心理学専攻に係る部分は、2000年度以降の入学
者から適用し、1999年度以前の入学者については、従前の学則による。

附 則(2000年10月19日改正)

この学則は、2001年4月1日から施行する。

ただし、改正後の第8条別表第1(6)文学研究科心理学専攻に係る部分は、2000年度以降の入学
者から適用し、1999年度以前の入学者については、従前の学則による。

附 則(2001年2月22日改正)

この学則は、2001年2月22日から施行し、2001年1月6日から適用する。

附 則(2001年6月21日改正)

この学則は、2002年4月1日から施行する。ただし、2002年度入学者から適用する。

附 則(2001年10月18日改正)

この学則は、2002年4月1日から施行する。

附 則(2002年3月11日改正)

この学則は、2002年4月1日から施行する。ただし、2002年度入学者から適用する。

附 則(2002年3月20日改正)

この学則は、2002年4月1日から施行する。

附 則(2002年5月16日改正)

この学則は、2002年5月16日から施行する。

附 則(2002年10月17日改正)

この学則は、2003年4月1日から施行する。

附 則(2002年12月19日改正)

1 この学則は、2003年4月1日から施行する。

2 第21条第1項の規定にかかわらず、2002年度以前入学者は病気その他やむをえない事由によ
り3か月以上修学できないときは、休学を願い出ることができるものとする。

3 第21条第6項の規定は、2002年度以前入学者には適用しない。

附 則(2003年9月18日改正)

この学則は、2004年4月1日から施行する。ただし、改正後の第8条別表第1及び第15条の規定は、
2004年度以降の入学者から適用し、2003年度以前の入学者については従前の学則による。

附 則(2004年3月11日改正)

この学則は、2004年4月1日から施行する。ただし、改正後の第8条別表第1(6)文学研究科心理
学専攻に係る部分は、2004年度以降の入学者から適用し、2003年度以前の入学者については、従
前の学則による。

附 則(2004年11月30日改正)

1 この学則は、2005年4月1日から施行する。ただし、改正後の第11条別表第1及び第20条の規
定は、2004年度以降の入学者から適用し、2003年度以前の入学者については、2002年12月19日
改正の学則第8条別表第1及び第15条の規定による。

2 理学研究科2004年度以前の入学者は、第6条及び第7条の「博士前期課程」を「修士課程」と
読み替える。

附 則(2005年3月10日改正)

この学則は、2005年4月1日から施行する。ただし、第37条第1項の規定にかかわらず、2002年
度以前入学者は病気その他やむをえない事由により3か月以上修学できないときは、休学を願い
出ることができるものとし、第6項の規定は、2002年度以前入学者には、適用しない。

附 則(2005年9月15日改正)

この学則は、2006年4月1日から施行する。ただし、改正後の第11条別表第1の規定は、2006年
度以降入学者から適用し、2005年度以前入学者については従前の学則による。

附 則(2006年7月20日改正)

この学則は、2007年4月1日から施行する。

附 則(2006年12月21日改正)

この学則は、2007年4月1日から施行する。

附 則(2008年2月21日改正)

この学則は、2008年4月1日から施行する。ただし、第4条の規定は2009年4月1日から施行し、2008年度以降入学者に適用する。

附 則(2009年12月17日改正)

この学則は、2010年4月1日から施行する。ただし、改正後の第11条別表第1の(1)文学研究科カ 心理学専攻に係る部分は、2009年度以降の入学者から適用し、2008年度以前の入学者については、従前の学則による。

附 則(2011年4月21日改正)

- 1 この学則は、2012年4月1日から施行する。ただし、別表第2は、2011年4月21日から施行し、2011年4月1日から適用する。
- 2 文学研究科哲学専攻、日本文学専攻、英米文学専攻、史学専攻、社会学専攻、心理学専攻及び現代文化研究科現代文化専攻は、改正後の第5条、第6条及び第7条の規定にかかわらず2012年3月31日に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 改正後の第26条の規定にかかわらず、文学研究科を修了した者には、修士(文学)、現代文化研究科を修了した者には修士(学術)の学位を授与する。
- 4 改正後の第65条の規定にかかわらず、文学研究科哲学専攻、日本文学専攻、英米文学専攻、史学専攻、社会学専攻、心理学専攻及び現代文化研究科現代文化専攻が存続する間は、文学研究科哲学専攻、日本文学専攻、英米文学専攻、史学専攻、社会学専攻、心理学専攻及び現代文化研究科現代文化専攻の専攻主任を大学院委員会の委員とする。
- 5 改正後の第17条、第22条、第24条、第31条、第32条、第37条、第42条、第47条、第48条、第49条、第51条、第52条の博士前期課程は、2011年度以前の文学研究科、現代文化研究科入学者については修士課程と読みかえる。
- 6 改正後の第3条、第4条、第5条、第17条の2、第26条、第29条、及び別表第1は2012年度以降入学者に適用し、2011年度以前の入学者については従前の学則による。

附 則(2011年12月15日改正)

- 1 この学則は、2012年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1は2012年度以降入学者に適用し、2011年度以前の入学者については、2009年12月17日改正の学則による。

附 則(2012年2月15日改正)

- 1 この学則は、2012年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1は2012年度以降の入学者に適用し、2011年度以前の入学者については、2009年12月17日改正の学則による。

附 則(2012年12月20日改正)

この学則は、2013年4月1日から施行する。

附 則(2014年9月18日改正)

- 1 この学則は、2015年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1は2015年度以降の入学者に適用し、2014年度以前の入学者については、従前の学則による。

附 則(2015年1月15日改正)

この学則は、2015年4月1日から施行する。

附 則(2015年9月17日改正)

- 1 この学則は、2016年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1は2016年度以降の入学者に適用し、2015年度以前の入学者については、従前の学則による。

附 則(2016年9月15日改正)

- 1 この学則は、2017年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1は2015年度以降の入学者に適用し、2014年度以前の入学者については、

2012年2月15日改正の学則による。

附 則 (2016年12月15日改正)

この学則は、2017年4月1日から施行する。

附 則 (2017年11月16日改正)

- 1 この学則は、2018年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第11条別表第1の(1)人間科学研究科 ウ 人間社会科学専攻 博士前期課程に係る部分は2018年度以降の入学者に適用し、2017年度以前の入学者については、従前の学則による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の第11条別表第1の(1)人間科学研究科 ウ 人間社会科学専攻 博士前期課程に定める臨床心理学分野の次の4科目は、2017年度以前の入学者についても適用する。

「犯罪・非行心理学特論(司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開)」「産業・組織心理学特論(産業・労働分野に関する理論と支援の展開)」「家族・地域社会心理学特論(家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践)」「心の健康教育特論(心の健康教育に関する理論と実践)」

附 則 (2018年3月8日改正)

- 1 この学則は、2018年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第11条別表第1の(1)人間科学研究科 ウ 人間社会科学専攻 博士前期課程に係る部分は2018年度以降の入学者に適用し、2017年度以前の入学者については、2017年11月16日改正の附則による。

附 則 (2019年2月21日改正)

この学則は、2019年4月1日から施行する。

附 則 (2019年5月16日改正)

この学則は、2019年5月16日から施行する。

附 則 (2020年1月16日改正)

この学則は、2020年4月1日から施行する。ただし、改正後の第29条の2の規定は、2018年度入学者から適用する。

附 則 (2021年1月21日改正)

- 1 この学則は、2021年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第11条別表第1の(1)人間科学研究科 ウ 人間社会科学専攻 博士前期課程に係る部分は2021年度以降の入学者に適用し、2020年度以前の入学者については、従前の学則による。

附 則 (2021年4月15日改正)

この学則は、2021年4月15日から施行し、2021年4月1日から適用する。

附 則 (2022年2月17日改正)

- 1 この学則は、2022年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第11条別表第1の(1)人間科学研究科 ア 人間文化科学専攻 博士前期課程に係る部分は2022年度以降の入学者に適用し、2021年度以前の入学者については、従前の学則による。

附 則 (2023年6月19日改正)

- 1 この学則は、2024年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第11条別表第1の(1)人間科学研究科 ウ 人間社会科学専攻 博士前期課程に係る部分は2024年度以降の入学者に適用し、2023年度以前の入学者については、従前の学則による。

附 則 (2026年2月19日改正)

この学則は、2026年4月1日から施行する。

別表第1(第11条関係)

(1) 人間科学研究科

ア 人間文化科学専攻 博士前期課程

区分	授業科目	授業期間 (15週 単位)	毎週授業 時間	単位数	必修・選択必修・選択の別	履修 年次			
共通	基礎	人間文化科学基礎演習	1	2	2	必修	1		
	人間文化科学研究法	1	2	2	選択必修	} 2単位必修	1		
	人間文化交流研究	1	2	2	選択必修		1		
哲学・思想文化分野	基礎	哲学・思想史研究ⅠA	1	2	2	選択	} 哲学・思想文化分野 は4単位必修	1・2	
		哲学・思想史研究ⅠB	1	2	2	選択		1・2	
		哲学・思想史研究ⅡA	1	2	2	選択		1・2	
		哲学・思想史研究ⅡB	1	2	2	選択		1・2	
		哲学・思想文化研究Ⅰ	1	2	2	選択		1・2	
		哲学・思想文化研究Ⅱ	1	2	2	選択		1・2	
		倫理・社会哲学研究Ⅰ	1	2	2	選択		1・2	
		倫理・社会哲学研究Ⅱ	1	2	2	選択		1・2	
		美学・芸術学研究Ⅰ	1	2	2	選択		1・2	
		美学・芸術学研究Ⅱ	1	2	2	選択		1・2	
		キリスト教学研究ⅠA	1	2	2	選択		} ※1	1・2
		キリスト教学研究ⅠB	1	2	2	選択			1・2
		キリスト教学研究ⅡA	1	2	2	選択		1・2	
		キリスト教学研究ⅡB	1	2	2	選択		1・2	
	専門	哲学・思想文化演習ⅠA	1	2	2	選択	} 哲学・思想文化分野 は4単位必修	1・2	
		哲学・思想文化演習ⅠB	1	2	2	選択		1・2	
		哲学・思想文化演習ⅠC	1	2	2	選択		1・2	
		哲学・思想文化演習ⅠD	1	2	2	選択		1・2	
		哲学・思想文化演習ⅡA	1	2	2	選択		1・2	
		哲学・思想文化演習ⅡB	1	2	2	選択		1・2	
哲学・思想文化演習ⅡC		1	2	2	選択	1・2			
哲学・思想文化演習ⅡD		1	2	2	選択	1・2			
日本文学文化分野	基礎	和漢比較文学研究	1	2	2	選択	} 日本文学文化分野 は必修	1	
		日本文学文化研究	1	2	2	選択		1	
		日本語史研究Ⅰ	1	2	2	選択	}	1	
		日本語史研究Ⅱ	1	2	2	選択		1	
		日本古典文学研究ⅠA	1	2	2	選択	} 文化分野は 多	1	
		日本古典文学研究ⅠB	1	2	2	選択		1	
		日本古典文学研究ⅠC	1	2	2	選択		1	
		日本古典文学研究ⅡA	1	2	2			1	
		日本古典文学研究ⅡB	1	2	2			1	
		日本古典文学研究ⅡC	1	2	2			1	
		日本近現代文学文化研究	1	2	2			1	
		日本近現代文学研究ⅠA	1	2	2			1	
		日本近現代文学研究ⅠB	1	2	2			1	
		日本近現代文学研究ⅡA	1	2	2	選択		1	

英語文学文化分野	専門	日本近現代文学研究Ⅱ B	1	2	2	選択	1
		漢文学研究Ⅰ	1	2	2	選択	1
		漢文学研究Ⅱ	1	2	2	選択	1
		日本語史演習Ⅰ	1	2	2	選択	} 1・2
		日本語史演習Ⅱ	1	2	2	選択	
		日本文学演習Ⅰ A	1	2	2	選択	1・2
		日本文学演習Ⅰ B	1	2	2	選択	} 日本文学文化分野は 4単位必修
		日本文学演習Ⅱ A	1	2	2	選択	
		日本文学演習Ⅱ B	1	2	2	選択	1・2
	漢文学演習Ⅰ	1	2	2	選択	1・2	
	漢文学演習Ⅱ	1	2	2	選択	1・2	
	基礎	トランスレーション・スタディーズ研究	1	2	2	選択	1
		英語文学文化研究(イギリス系文学文化)Ⅰ	1	2	2	選択	1
		英語文学文化研究(アメリカ系文学文化)Ⅰ	1	2	2	選択	1
		英語文学文化研究(イギリス系文学文化)Ⅱ	1	2	2	選択	1
		英語文学文化研究(アメリカ系文学文化)Ⅱ	1	2	2	選択	} 英語文学文化分野は 6単位必修
		英米文学文化研究(主題研究)	1	2	2	選択	
		英語教育学研究 A	1	2	2	選択	1
		英語教育学研究 B	1	2	2	選択	1
英語学研究Ⅰ		1	2	2	選択	1	
英語学研究Ⅱ		1	2	2	選択	1	
専門	トランスレーション・スタディーズ研究演習	1	2	2	選択	1・2	
	英語文学文化研究演習(イギリス系文学文化)Ⅰ	1	2	2	選択	1・2	
	英語文学文化研究演習(アメリカ系文学文化)Ⅰ	1	2	2	選択	1・2	
	英語文学文化研究演習(イギリス系文学文化)Ⅱ	1	2	2	選択	1・2	
	英語文学文化研究演習(アメリカ系文学文化)Ⅱ	1	2	2	選択	} 英語文学文化分野は 4単位必修	
	英語教育学研究演習 A	1	2	2	選択		
	英語教育学研究演習 B	1	2	2	選択	1・2	
	英語学研究演習Ⅰ	1	2	2	選択	1・2	
	英語学研究演習Ⅱ	1	2	2	選択	1・2	
	特別演習(Academic English Writing)Ⅰ	1	2	1	選択	} 英語文学文化分野 は必修	
特別演習(Academic English Writing)Ⅱ	1	2	1	選択			
歴史文化分野	基礎	世界史研究法	1	2	2	選択	} 歴史文化分野は 2単位必修
		日本史研究法	1	2	2	選択	
		文献・資料研究(日本) A	1	2	2	選択	1
		文献・資料研究(日本) B	1	2	2	選択	1
		文献・資料研究(東アジア) A	1	2	2	選択	} 歴史文化分野 は6単位必修
		文献・資料研究(東アジア) B	1	2	2	選択	
		文献・資料研究(ヨーロッパ) A	1	2	2	選択	1
		文献・資料研究(ヨーロッパ) B	1	2	2	選択	1
	専門	日本歴史文化演習Ⅰ A	1	2	2	選択	1・2
		日本歴史文化演習Ⅰ B	1	2	2	選択	1・2
日本歴史文化演習Ⅰ C		1	2	2		1・2	

		日本歴史文化演習 I D	1	2	2	選択		1・2
		日本歴史文化演習 II A	1	2	2	選択		1・2
		日本歴史文化演習 II B	1	2	2	選択		1・2
		日本歴史文化演習 II C	1	2	2	選択		1・2
		日本歴史文化演習 II D	1	2	2	選択		1・2
		日本・アジア歴史文化演習 I A	1	2	2	選択	歴史文化分野 は4単位必修	1・2
		日本・アジア歴史文化演習 I B	1	2	2	選択		1・2
		日本・アジア歴史文化演習 II A	1	2	2	選択		1・2
		日本・アジア歴史文化演習 II B	1	2	2	選択		1・2
		ヨーロッパ歴史文化演習 I A	1	2	2	選択		1・2
		ヨーロッパ歴史文化演習 I B	1	2	2	選択		1・2
		ヨーロッパ歴史文化演習 I C	1	2	2	選択		1・2
		ヨーロッパ歴史文化演習 II A	1	2	2	選択		1・2
		ヨーロッパ歴史文化演習 II B	1	2	2	選択		1・2
		ヨーロッパ歴史文化演習 II C	1	2	2	選択		1・2
現代日本語・日本語教育分野	基礎	現代日本語学研究 I	1	2	2	選択	現代日本語・日本語 教育分野は6単位必修	1・2
		現代日本語学研究 II	1	2	2	選択		1・2
		社会言語学研究 I	1	2	2	選択		1・2
		社会言語学研究 II	1	2	2	選択		1・2
		日本語教育学研究 I	1	2	2	選択		1・2
		日本語教育学研究 II	1	2	2	選択		1・2
	専門	現代日本語学演習 I	1	2	2	選択	現代日本語・日本語 教育分野は6単位必修	1・2
		現代日本語学演習 II	1	2	2	選択		1・2
		社会言語学演習 I	1	2	2	選択		1・2
		社会言語学演習 II	1	2	2	選択		1・2
		日本語教育学演習 I	1	2	2	選択		1・2
		日本語教育学演習 II	1	2	2	選択		1・2
共通	専門	論文指導演習 I	1	2	1	必修		2
		論文指導演習 II	1	2	1	必修		2

- 注1 哲学・思想文化分野の学生は、「※1」印の範囲において4単位を修得しなければならない。
ただし、選択必修科目の単位として修得した単位を除く。
- 2 修士論文作成に必要と認められる場合は、同一授業科目を重ねて履修することができる。
- 3 「学士・修士5年プログラム」による履修者は、専攻が別に定める条件を満たした場合は、論文指導演習 I、論文指導演習 II を1年次に履修することができる。

イ 人間文化科学専攻 博士後期課程

研究領域	授業科目	授業期間 (15週単位)	毎週授業 時間	単位数	必修単位
人間科学研究 科共通科目	人間科学特殊研究(比較文化)	1	2	2	} 2
	人間科学特殊研究(女性学)	1	2	2	
思想文化	思想文化特殊研究(哲学) I	1	2	2	}
	思想文化特殊研究(哲学) II	1	2	2	
	思想文化特殊研究(美学) I	1	2	2	
	思想文化特殊研究(美学) II	1	2	2	
言語表現文化	言語表現文化特殊研究(言語研究) I	1	2	2	} 8*
	言語表現文化特殊研究(言語研究) II	1	2	2	
	言語表現文化特殊研究(文学) I	1	2	2	
	言語表現文化特殊研究(文学) II	1	2	2	
歴史文化	歴史文化特殊研究(欧米) I	1	2	2	}
	歴史文化特殊研究(欧米) II	1	2	2	
	歴史文化特殊研究(アジア・日本) I	1	2	2	
	歴史文化特殊研究(アジア・日本) II	1	2	2	
論文指導演習	論文指導演習	6	2	6	6**

注 *8 単位のうち 4 単位は、生涯人間科学専攻の特殊研究の単位で満たすことができる。
 **指導教員の担当する論文指導演習を 3 年 6 学期間にわたり履修しなければならない。
 授業科目修了の認定は、6 学期目の学期末に行う。

ウ 人間社会科学専攻 博士前期課程

区分	授業科目	授業期間 (15週 単位)	毎週 授業 時間	単位数	必修・選択必修・選択の別	履修 年次			
共通	人間社会科学基礎論	1	2	2	必修	1			
	国際コミュニケーションワークショップ	1	2	2	選択必修	} 2単位必修	1		
	論文作成・プレゼンテーション技法	1	2	2	選択必修		1		
臨床心理学分野	基礎	心理学研究法特論	1	2	2	選択	} 臨床心理学分野は 2単位必修	1・2	
	臨床心理学研究法特論	1	2	2	選択	1・2			
	専門	臨床心理学特論 1	1	2	2	選択	} 臨床心理学分野は必修	1	
		臨床心理学特論 2	1	2	2	選択		1	
		臨床心理面接特論1(心理支援に関する理論と実践)	1	2	2	選択		1	
		臨床心理面接特論 2	1	2	2	選択		1	
		臨床心理査定演習1(心理的アセスメントに関する理論と実践)	1	2	2	選択		1	
		臨床心理査定演習 2	1	2	2	選択		1	
		臨床心理基礎実習1	1	4	1	選択		1	
		臨床心理基礎実習 2	1	4	1	選択		1	
		臨床心理実習 1(心理実践実習Ⅲ)	1	4	1	選択		2	
		臨床心理実習 2	1	4	1	選択		2	
		心理実践実習 I *	1	4	1	選択		1	
		心理実践実習 II *	1	4	1	選択		1	
		精神医学特論(保健医療分野に関する理論と支援の展開)	1	2	2	選択		} 臨床心理学分野は4単位必修	1・2
		障害者・障害児心理学特論(福祉分野に関する理論と支援の展開)	1	2	2	選択			1・2
		老年心理学特論(福祉分野に関する理論と支援の展開)	1	2	2	選択		1・2	
		学校臨床心理学特論(教育分野に関する理論と支援の展開)	1	2	2	選択		1・2	
		犯罪・非行心理学特論(司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開)	1	2	2	選択		1・2	
		産業・組織心理学特論(産業・労働分野に関する理論と支援の展開)	1	2	2	選択		1・2	
		家族・地域社会心理学特論(家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践)	1	2	2	選択		1・2	
	心の健康教育特論(心の健康教育に関する理論と実践)	1	2	2	選択	1・2			
	心理療法特論	1	2	2	選択	1・2			
臨床心理地域援助特論	1	2	2	選択	1・2				
心理・コミュニケーション科学分野	基礎	心理・コミュニケーション科学基礎論	1	2	2	選択	} 心理・コミュニケーション 科学分野は必修	1	
	専門	心理科学(感覚知覚) I	1	2	2	選択		1・2	
		心理科学(感覚知覚) II	1	2	2	選択		1・2	
		心理科学(認知) I	1	2	2	選択		1・2	
		心理科学(認知) II	1	2	2	選択		1・2	
		心理科学(発達) I	1	2	2	選択		1・2	
		心理科学(発達) II	1	2	2	選択		1・2	

		心理学(家族・対人関係) I	1	2	2	選択		1・2
		心理学(家族・対人関係) II	1	2	2	選択		1・2
		心理学(社会) I	1	2	2	選択		1・2
		心理学(社会) II	1	2	2	選択		1・2
		心理学(文化) I	1	2	2	選択		1・2
		心理学(文化) II	1	2	2	選択		1・2
		コミュニケーション科学(メディア) I	1	2	2	選択	心理・コミュニケーション 科学分野は10単位必修	1・2
		コミュニケーション科学(メディア) II	1	2	2	選択		1・2
		コミュニケーション科学(広告) I	1	2	2	選択		1・2
		コミュニケーション科学(広告) II	1	2	2	選択		1・2
		コミュニケーション科学(現代社会) I	1	2	2	選択		1・2
		コミュニケーション科学(現代社会) II	1	2	2	選択		1・2
		コミュニケーション科学(電子メディア) I	1	2	2	選択		1・2
		コミュニケーション科学(電子メディア) II	1	2	2	選択		1・2
		コミュニケーション科学(ヒューマン・コンピュータ・ インタラクション) I	1	2	2	選択		1・2
		コミュニケーション科学(ヒューマン・コンピュータ・ インタラクション) II	1	2	2	選択		1・2
		心理・コミュニケーション科学特論 A	1	2	2	選択		1・2
		心理・コミュニケーション科学特論 B	1	2	2	選択		1・2
グローバル共生社会分野	基礎	グローバル共生社会論	1	2	2	選択	グローバル共生社会 分野は2単位必修	1
		グローバルジェンダー分析	1	2	2	選択		1
		グローバル社会基礎研究(国際関係論) I	1	2	2	選択		1・2
		グローバル社会基礎研究(国際関係論) II	1	2	2	選択		1・2
		グローバル社会基礎研究(国際機構論)	1	2	2	選択		1・2
		グローバル社会基礎研究(国際法)	1	2	2	選択		1・2
		共生経済基礎研究(ミクロ経済学)	1	2	2	選択		1・2
		共生経済基礎研究(マクロ経済学)	1	2	2	選択		1・2
		共生経済基礎研究(社会統計学)	1	2	2	選択		1・2
		共生経済基礎研究(経済思想)	1	2	2	選択		1・2
		共生社会基礎研究(社会学原論)	1	2	2	選択		1・2
		共生社会基礎研究(社会文化論)	1	2	2	選択		1・2
		共生社会基礎研究(質的調査)	1	2	2	選択		1・2
		共生社会基礎研究(多変量解析)	1	2	2	選択		1・2
	1年次特別演習	1	2	2	選択	グローバル共生社会 分野は10単位必修	1	
	地域共生研究(日本)	1	2	2	選択		1・2	
	専門	地域共生研究(アメリカ)	1	2	2	選択		1・2
		地域共生研究(東アジア) I	1	2	2	選択		1・2
		地域共生研究(東アジア) II	1	2	2	選択		1・2
		平和共生研究(多文化共生論)	1	2	2	選択		1・2
平和共生研究(平和教育学)		1	2	2	選択		1・2	
共生経済研究(公共政策論)		1	2	2	選択		1・2	
共生経済研究(環境経済学)		1	2	2	選択		1・2	
共生経済研究(開発経済学)		1	2	2	選択		1・2	

		共生経済研究(国際金融論)	1	2	2	選択	1・2
		共生社会研究(産業と労働の社会学)	1	2	2	選択	1・2
		共生社会研究(観光学)	1	2	2	選択	1・2
		グローバルジェンダー研究(仕事と家族)	1	2	2	選択	1・2
		グローバルジェンダー研究(社会福祉)	1	2	2	選択	1・2
		グローバルジェンダー研究(コミュニケーション)	1	2	2	選択	1・2
		グローバルジェンダー研究(開発と平和構築)	1	2	2	選択	1・2
		グローバルジェンダー研究(比較ジェンダー研究)	1	2	2	選択	1・2
		共生社会拠点実習	2	1	2	選択	1・2
共通	専門	論文指導演習Ⅰ	1	2	1	必修	2
		論文指導演習Ⅱ	1	2	1	必修	2

注1 臨床心理実習1(心理実践実習Ⅲ)を履修するには、臨床心理学特論1、臨床心理学特論2、臨床心理面接特論1(心理支援に関する理論と実践)、臨床心理面接特論2の各2単位及び臨床心理基礎実習1、臨床心理基礎実習2の各1単位を修得していなければならない。

2 臨床心理学特論1、臨床心理学特論2、臨床心理面接特論1(心理支援に関する理論と実践)、臨床心理面接特論2、臨床心理査定演習1(心理的アセスメントに関する理論と実践)、臨床心理査定演習2、臨床心理基礎実習1、臨床心理基礎実習2、臨床心理実習1(心理実践実習Ⅲ)、臨床心理実習2、心理実践実習Ⅰ、心理実践実習Ⅱ、学校臨床心理学特論(教育分野に関する理論と支援の展開)、心理療法特論及び臨床心理地域援助特論の履修は、臨床心理学分野の学生に限る。

3 心理実践実習Ⅰ、心理実践実習Ⅱ(*印の科目)を履修するには、所定の公認心理師課程登録を行っていないといけない。

4 修士論文作成に必要と認められる場合は、同一授業科目を重ねて履修することができる。

5 「学士・修士5年プログラム」による履修者は、専攻が別に定める条件を満たした場合は、論文指導演習Ⅰ、論文指導演習Ⅱを1年次に履修することができる。

エ 生涯人間科学専攻 博士後期課程

研究領域	授業科目	授業期間 (15週単位)	毎週授業 時間	単位数	必修単位
人間科学研究 科共通科目	人間科学特殊研究(比較文化)	1	2	2	} 2
	人間科学特殊研究(女性学)	1	2	2	
生涯発達臨床	生涯臨床特殊研究Ⅰ	1	2	2	}
	生涯臨床特殊研究Ⅱ	1	2	2	
	生涯発達特殊研究Ⅰ	1	2	2	
	生涯発達特殊研究Ⅱ	1	2	2	
認知社会適応	認知行動特殊研究Ⅰ	1	2	2	} 8*
	認知行動特殊研究Ⅱ	1	2	2	
	社会適応特殊研究Ⅰ	1	2	2	
	社会適応特殊研究Ⅱ	1	2	2	
	社会調査法特殊研究Ⅰ	1	2	2	

	社会調査法特殊研究Ⅱ	1	2	2		
共生社会開発	公共政策特殊研究Ⅰ	1	2	2		
	公共政策特殊研究Ⅱ	1	2	2		
	人間開発特殊研究Ⅰ	1	2	2		
	人間開発特殊研究Ⅱ	1	2	2		
	自立支援特殊研究Ⅰ	1	2	2		
	自立支援特殊研究Ⅱ	1	2	2		
論文指導演習	論文指導演習	6	2	6	6**	

注 *8 単位のうち 4 単位は、人間文化科学専攻の特殊研究の単位で満たすことができる。
** 指導教員の担当する論文指導演習を 3 か年 6 学期間にわたり履修しなければならない。
授業科目修了の認定は、6 学期目の学期末に行う。

(2) 理学研究科

ア 数理科学専攻 博士前期課程

区分	授業科目	授業期間 (15 週単位)	毎週授業 時間	単位数	必修単位	履修年次
数 理 学 講 究	数理学講究 1	1	4	4	4	1
	数理学講究 2	1	4	4	4	1
	数理学講究 3	1	2	2	2	2
	数理学講究 4	1	2	2	2	2
理 論 数 理 学	代数学特論AⅠ	1	2	2		1・2
	代数学特論AⅡ	1	2	2		1・2
	代数学特論BⅠ	1	2	2		1・2
	代数学特論BⅡ	1	2	2		1・2
	幾何学特論AⅠ	1	2	2		1・2
	幾何学特論AⅡ	1	2	2		1・2
	幾何学特論BⅠ	1	2	2		1・2
	幾何学特論BⅡ	1	2	2		1・2
	解析学特論AⅠ	1	2	2		1・2
	解析学特論AⅡ	1	2	2		1・2
	解析学特論BⅠ	1	2	2		1・2
	解析学特論BⅡ	1	2	2		1・2
応 用 数 理 学	確率統計学特論Ⅰ	1	2	2		1・2
	確率統計学特論Ⅱ	1	2	2		1・2
	応用数理学特論AⅠ	1	2	2		1・2
	応用数理学特論AⅡ	1	2	2		1・2
	応用数理学特論BⅠ	1	2	2		1・2

	応用数理学特論BⅡ	1	2	2		1・2
	コンピュータ科学特論AⅠ	1	2	2		1・2
	コンピュータ科学特論AⅡ	1	2	2		1・2
	コンピュータ科学特論BⅠ	1	2	2		1・2
	コンピュータ科学特論BⅡ	1	2	2		1・2
	情報数理学特論AⅠ	1	2	2		1・2
	情報数理学特論AⅡ	1	2	2		1・2
	情報数理学特論BⅠ	1	2	2		1・2
	情報数理学特論BⅡ	1	2	2		1・2
指 導 文	論文指導演習Ⅰ	1	2	1	1	2
	論文指導演習Ⅱ	1	2	1	1	2

注1 数理学講究2を履修するには、数理学講究1 4単位を修得している必要がある。

2 数理学講究3を履修するには、数理学講究1 4単位及び数理学講究2 4単位を修得している必要がある。

3 数理学講究4を履修するには、数理学講究1 4単位、数理学講究2 4単位及び数理学講究3 2単位を修得している必要がある。

4 修士論文作成に必要と認められる場合は、同一授業科目を重ねて履修することができる。

イ 数理科学専攻 博士後期課程

研究領域	授業科目	授業期間 (15週単位)	毎週授業 時間	単位数	必修単位
理論数理学	代数学特殊研究Ⅰ	1	2	2	}
	代数学特殊研究Ⅱ	1	2	2	
	幾何学特殊研究Ⅰ	1	2	2	
	幾何学特殊研究Ⅱ	1	2	2	
	解析学特殊研究Ⅰ	1	2	2	
	解析学特殊研究Ⅱ	1	2	2	
応用数理学	確率統計学特殊研究Ⅰ	1	2	2	}
	確率統計学特殊研究Ⅱ	1	2	2	
	数理物理学特殊研究Ⅰ	1	2	2	
	数理物理学特殊研究Ⅱ	1	2	2	
	情報数理学特殊研究Ⅰ	1	2	2	
	情報数理学特殊研究Ⅱ	1	2	2	
論文指導演習	論文指導演習	6	2	6	6*

注 *指導教員の担当する論文指導演習を3か年6学期間にわたり履修しなければならない。

授業科目修了の認定は、6学期目の学期末に行う。

別表第2(第33条第2項及び第46条第1項関係)

入学検定料、入学金、学費及び在籍料

費 目		金 額	備 考	
博士前期課程	入学検定料	35,000 円		
	入 学 金	240,000 円	他学卒業者	
		120,000 円	本学及び本学短期大学部に在籍していた者	
		0 円	本学の修士課程・博士前期課程に在籍していた者	
	学 費	授 業 料	540,000 円	年 額
		教育充実費	164,000 円	年 額
	在 籍 料		100,000 円	年 額
博士後期課程	入学検定料	35,000 円		
	入 学 金	200,000 円	他学卒業者	
		100,000 円	本学及び本学短期大学部に在籍していた者	
		0 円	本学の修士課程・博士前期課程、博士後期課程に在籍していた者	
	学 費	授 業 料	540,000 円	年 額
		教育充実費	144,000 円	年 額
	在 籍 料		100,000 円	年 額

注 1 学期間の休学に係る在籍料は年額の2分の1とする。

注2 共同学位(ダブル・ディグリー)プログラムにより本学に入学する外国人学生にかかる検定料は、外国人留学生入学試験の入学検定料を準用する。